

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年11月26日～2020年12月2日)

令和2年(2020年)12月4日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<b>政治</b> 「クキス'15」所属議員の会派「ポーランド連立」からの離脱 ワクチン接種に関するモラヴィエツキ首相の発表 EU予算に関するポーランド・ハンガリー共同声明の署名 欧州議会の中絶に関する決議に対する憲法法院長官の発言 フォン・デア・ライエン欧州委員長のモラヴィエツキ首相に対する書簡の発出 ラウ外相のEU—南方近隣諸国閣僚級会合への出席 ラウ外相とペトシーチェク・チェコ外相との会談 モラヴィエツキ首相とメルケル独首相との電話会談 ラウ外相の第5回地中海連合地域フォーラムへの出席 モラヴィエツキ首相とオルバーン・ハンガリー首相との会談 ラウ外相のEU—ASEAN閣僚級会合への出席 オランダ議会下院によるポーランドの法の支配に関する決議 モラヴィエツキ首相とミシェル欧州理事会議長との会談 軍による新型コロナウイルス感染症対策支援 ラウ外相のNATO外相会合への出席 ポーランド国家安全保障局長官、駐ポーランド英国大使と会談								<b>お問い合わせ先</b> 大使館領事部 電話 2 6 9 6 5 0 0 5 Fax 5 0 0 6 各各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
<b>治安等</b> 道路交通法改正案が閣議決定 人工妊娠中絶に関する抗議デモが継続 反汚職庁、不適切に滞在許可を与えた公的機関職員を逮捕								
<b>経済</b> EU加盟の経済的効果に関する議論 EU域外の医療従事者の雇用促進に対する全ポーランド医師労働組合の反応 11月の購買担当者景気指数(PMI) 炭鉱閉鎖に関する補助金の見通し(弁護士見解) ポーランドの最高監査院(NIK)電力と鉱業部門の資本関係のリスクを指摘 大手国営電力会社の経営方針 原子力発電所に関するパートナーとの協力 ソビエスキ研究所による原子力発電に関する報告書 電気料金の高騰 ポーランド国立科学センターによる新研修・研究プログラム								
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>								

「クキス'15」所属議員の会派「ポーランド連立」からの離脱【11月26日】

26日、農民党(PSL)と「クキス'15」で構成される会派「ポーランド連立」は協力関係の終了を発表し、「クキス'15」出身議員が同会派を離脱した。農民党のコシニャク＝カミシュ党首は、協力関係解消の理由として、農民党はEUにおけるポーランドのプレゼンス強化を支持しており、「クキス'15」の考えと非常に大きな隔たりがあったと説明した。

ワクチン接種に関するモラヴィエツキ首相の発表【12月2日】

2日、モラヴィエツキ首相は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のワクチン4,500万本を購入する契約を、ファイザー／ビオンテック社、アストラゼネカ社及びジョンソン＆ジョンソン社との間で署名したと発表した。ワクチン接種は無料かつ任意であり、2回接種する必要がある。ワクチン接種は医療従事者や重症化のリスクが高いグループに優先的に実施され、一般のワクチン接種プロセスは来年2月に開始される見込みである。

EU予算に関するポーランド・ハンガリー共同声明の署名【11月26日】

11月26日、モラヴィエツキ首相は、ブダペストを訪問し、オルバーン・ハンガリー首相と共にEU基金の支出に法の支配違反を関連づける「法の支配コンディショナリティ」に関する共同声明に署名した。両首相は、「法の支配コンディショナリティ」は、EU条約と7月の欧州理事会の合意に適合的ではないとして改めて反対を表明した。また、両首相は、一方で、7月の欧州理事会で合意したようにEUの財政的利益の保護のための追加的なコンディショナリティの範囲を限定し、もう一方で、欧州理事会において法の支配とEUの財政的利益の関連づけを確立するべきかについて議論することを提案している。

会談後、モラヴィエツキ首相は、ポーランドとハンガリーだけのためではなく、EU全体のために拒否権を発動することを躊躇わないと強調し、EU予算に対する拒否権の発動は、EUの結束及び各国の主権を保護するためであると説明した。また、同首相は、「法の支配コンディショナリティ」は、裁量及び政治的に動機づけられた決定による完全に新しいメカニズムであり、これはEUの分断、そして崩壊にさえ繋がるものであると述べ、今日、ポーランド、ハンガリー、スロベニアが攻撃されているが、明日は、ブルガリアやイタリア、スペインが攻撃される可能性があるとして強調した。

欧州議会の中絶に関する決議に対する憲法法廷長官の発言【11月26日】

11月26日、欧州議会は、ポーランドにおける事実上の妊娠中絶の禁止に関する決議を賛成455反対145棄権71で採択した。同決議は、憲法法廷による先天性異常を理由とする中絶違憲判決を、女性の生命と健康を脅かすものであると強く非難した。これを受けて、プシウェンプスカ憲法法廷長官は、EU条約の及ばないポーランドの国内問題に対する前例の

ない干渉の試みであると述べた。同決議は、欧州人民党、社会民主党、欧州刷新、欧州緑グループ及び欧州統一左派(GUE)の5党によって提案されていた。

フォン・デア・ライエン欧州委員長のモラヴィエツキ首相に対する書簡の発出【11月26日】

11月26日、フォン・デア・ライエン欧州委員長は、11月半ばにモラヴィエツキ首相が同委員長に宛てた書簡の返書として、EU予算と「法の支配コンディショナリティ」に関する書簡を同首相宛に発出した。同委員長は、同メカニズムは7月の欧州理事会の合意に適合的であることを説明した。また、同委員長は、同メカニズムによってEU基金の支出に結びつけられるのは、健全な財政管理に直接関連する法の支配の問題であり、一般的な意味での法の支配違反ではないと主張した。

ラウ外相のEU—南方近隣諸国閣僚級会合への出席【11月26日】

11月26日、ラウ外相は、スペインと欧州委員会の主催により開催されたEU—南方近隣諸国閣僚級会合に出席し、新型コロナウイルス感染拡大の課題や情勢不安に直面している北アフリカ及び中東諸国に対するEUのさらなる支援の必要性に言及した。同外相は、ポーランドの地中海におけるEUの軍事作戦(IRINI)やレバノンにおける国連平和維持軍への貢献を通じた南方地域での積極的な活動を強調した。また、同外相は、北アフリカや中東における人道開発支援について、V4としてモリビアやモロッコに対するプロジェクトの用意があると述べた。

ラウ外相とペトシーチェク・チェコ外相との会談【11月26日】

11月26日、ラウ外相は、ペトシーチェク・チェコ外相と会談を行い、EUにおけるチェコとポーランドにつ

いて議論した。同会談は、2008年に創設されたポーランド・チェコ・フォーラムの一環として実施された。両外相は、同会談において、単一市場、デジタル政策、気候政策、EU拡大、東方政策を含むEUにおける協力について議論した。また、両外相は、新型コロナウイルス感染症に対するV4での協力についても確認した。

#### モラヴィエツキ首相とメルケル独首相との電話会談【11月27日】

11月27日、モラヴィエツキ首相は、メルケル独首相と電話で会談し、法の支配の遵守とEU基金の支出が条件付けられる場合に拒否権を発動する意思について改めて表明した。同首相は、規則に上位する一次法たるEU条約の文言と精神を実行し、欧州諸国の主権を防衛すると強調した。また、同首相は、全てのEU加盟国の権利を保証し、EU条約上の手続を尊重する速やかな解決のための更なる取り組みを期待すると述べた。さらに、同首相は、EU規則は、欧州理事会の決定や条約に適合的であればならず、法的明確性が保証されなければならないと強調した。

#### ラウ外相の第5回地中海連合地域フォーラムへの出席【11月27日】

11月27日、ラウ外相は、ビデオ会合形式で開催された第5回地中海連合地域フォーラムへ出席した。同外相は、インフラ整備、教育、文化、ビジネス、貿易といった分野における地中海連合の成果を強調するとともに、ポーランドは国連安保理非常任理事国として地中海のパートナーと良好な関係を構築し、同地域における活動を強力に支援してきたと述べた。また、同外相は、シリア、ヨルダン、パレスチナ、レバノン及び北アフリカ諸国への支援はポーランドの人道開発援助政策のプライオリティでもあると強調した。同会合には欧州及び地中海沿岸諸国の42か国から外相が参加した。

#### モラヴィエツキ首相とオルバーン・ハンガリー首相との会談【11月30日】

11月30日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したオルバーン・ハンガリー首相と会談を行った。会談後、首相府報道官は、両国は、議長国ドイツによる新しい提案にオープンであると述べ、EU予算の規則に関する合意は、EU条約及び7月の欧州理事会の合意に適合的であると強調した。

#### ラウ外相のEU-ASEAN閣僚級会合への出席【12月1日】

12月1日、ラウ外相は、ビデオ会合形式で開催されたEU-ASEAN閣僚級会合に出席し、新型コロナウイルス感染症後の復興戦略の軸は多国間協

力であると強調した。同外相は、先日署名されたRC EP(地域的な包括的経済連携)協定の署名について祝意を述べ、EUとASEAN加盟国の更なる自由貿易の推進が目標であると述べた。ラウ外相は、ポーランドの政治的・経済的安定性及び良好なビジネス環境について言及し、同国の貿易相手としての利点や対外投資先としての魅力を訴えた。また、外相らは、貿易、デジタル経済、健康、研究といった分野における協力を強化し、EUとASEANの加盟国の二国間関係を戦略的パートナーシップへと格上げしていくことで合意した。

#### オランダ議会下院によるポーランドの法の支配に関する決議【12月1日】

12月1日、オランダ議会下院は、政府に対して、ポーランドの法の支配問題について欧州司法裁判所に提訴するよう求める決議を採択した。同決議は、政府に対して来年2月1日までに対応について議会に報告することを求めている。

#### モラヴィエツキ首相とミシェル欧州理事会議長との会談【12月1日】

12月1日、モラヴィエツキ首相は、12月10日及び11日に開催される欧州理事会に向けた意見交換を行うため、ミツオタキス・ギリシャ首相、マトヴィチ・スロバキア首相、ヤンシャ・スロベニア首相及びミシェル欧州理事会議長とビデオ会合形式で会談を実施した。首相らは、新型コロナウイルス感染症、気候政策、EU予算等について議論した。

#### 軍による新型コロナウイルス感染症対策支援【12月1日】

1日、ブワシュチャク国防相は、軍による新型コロナウイルス感染症対策支援の状況について説明し、700の病院施設及び160の衛生疫学ステーションを支援していると発表した。

#### ラウ外相のNATO外相会合への出席【12月1日及び2日】

12月1日及び2日、ラウ外相は、ビデオ会合形式で開催されたNATO外相会合に出席した。中国及びロシアを含む東方政策、欧州一大西洋地域における安全保障及び政治的な協力について議論した。同会合には、NATO事務総長の招待によりザルカリアニ・ジョージア首相もワルシャワから出席した。同会合において、専門家グループは将来のNATOの戦略を定めた「NATO2030」報告書を提出した。同報告書は2021年のNATO首脳会合において議論される予定である。

#### ポーランド国家安全保障局長官、駐ポーランド英国大使と会談【12月3日】

3日、ソロフ国家安全保障局長官は、クラン駐ポー

ランド英国大使と会談し、安全保障及び防衛協力及び二国間の戦略的パートナーシップの強化の方向

性について意見交換を行った。

## 治 安 等

### 道路交通法改正案が閣議決定【11月24日】

インフラ省は、道路交通法改正法案が閣議決定されたと公表した。それによると、現行法では、横断歩道上にいる歩行者に道を譲ることになっているが、同改正案の施行後、これから横断歩道に進入しようとする歩行者がいる場合も、車の運転手は当該歩行者を優先させなければならなくなるという。また、都市部における制限速度を昼夜問わず時速50キロとすることとした（現在、午後11時から午前5時までの制限速度は時速60キロ、それ以外は時速50キロ）。このほか、高速道路における車間距離を走行速度から算出することにしたという（例えば、時速100キロで走行する場合の車間距離は50メートル、時速120キロの場合は60メートル）。他方、歩行者に対しても、携帯電話などを使いながら横断歩道への進入することを禁止した。本改正案は、官報に掲載されてから14日後に発行されるとのことである。

### 人工妊娠中絶に関する抗議デモが継続【11月28日】

人工妊娠中絶を許容する現行法規を違憲とする憲法法廷の判決（10月22日）に反対する抗議デモが、ワルシャワ中心部で行われた。デモ参加者は、午後3時頃にロマナ・ドモフスキエゴ交差点（文化科

学宮殿付近）に集合し、同交差点などを閉鎖するなどした。また、本年が女性参政権獲得102周年であることと関連付けて、ポーランド独立に貢献したロマン・ドモフスキの名前がつけられた同交差点を「女性の権利交差点」（Rondo praw kobiet）に改名するよう主張した。29日、ワルシャワ首都警察は、900人以上の参加者の身元確認を行い、11名を拘束したと発表した。また、本抗議デモについて、11月18日に行われたデモよりも落ち着いてはいたが、これらが平和的な集まりであるという主張には同意しないと評価した。ワルシャワ以外でも、グダンスクやクラクフ、ブロツワフなどでも同様の抗議デモが開催された。

### 反汚職庁、不適切に滞在許可を与えた公的機関職員を逮捕【12月2日】

反汚職庁（CBA）は、国境警備隊や検察庁などと協力の下、賄賂を受け取り外国人に対して滞在許可や労働許可を与えたなどとして、女性7名を逮捕したと発表した。逮捕者のうち4名は、ドルノ・シロンスキエ県外国人局やウッチキエ県外国人局などに所属する公的機関職員であった。残りの3名の中には、組織犯罪グループのリーダーも含まれていたという。

## 経 済

### 経済政策

### EU加盟の経済的効果に関する議論【11月30日】

コヴァルスキ国有財産副大臣（「連帯ポーランド」議員）が、EUとポーランドの財政バランスについて、ポーランドが大きくマイナスとなっているとツイッターに投稿したことに対し、経済専門家から激しい反論が起きている。専門家によると、同副大臣は、（1）EUからポーランドへの予算配分及びポーランドのEUへの拠出と（2）ポーランドに進出している外国企業からEUへの資金移動を比較対象として用いているが、これらは実質的に比較不可能なデータであると指摘。ある専門家は、データの信頼性以外にも、このような説明は意図的に誤解を生じさせるものであるとし、英国において適切な対応がなされなかったことがEU離脱を招いたことから、早急に対処する必要があると強調した。2004年～2020年9月までのEUからポーランドへの資金供与額は約1,900億ユーロであるのに対し、ポーランドによるEU拠出金支払額は約610億ユーロとなっている。これらのEU基金は、インフラ投資や民間投資、農民への直接支払支援等に活用され、

ポーランドの発展に大きく寄与してきた。また、EU加盟により自由市場へのアクセスが可能となり、ポーランドの輸出は、2004年は600億ユーロであったのが、現在では年間2,300億ユーロ以上まで増加している。また別の専門家は、EU諸国への労働力の流出が経済全体にとっては一つの不利益ではあるが、ポーランド人自身にとっては利点であると指摘する。現在、ポーランド政府はEU予算の支出に法の支配の遵守を条件付ける「法の支配コンディショナリティ」を巡り、EU予算に対する拒否権の発動の可能性を示唆している。連立与党の一つである「連帯ポーランド」の議員は、モラヴィエツキ首相の首にナイフを突きつけ、「拒否権か死か」と最後通告を送っている。同党の所属議員が、最も頻繁にポーランドのEU加盟に疑義を呈してきた。

### EU域外の医療従事者の雇用促進に対する全ポーランド医師労働組合の反応【12月1日】

12月1日、全ポーランド医師労働組合は、下院が検討している、コロナ禍においてEU域外国から

の医療従事者の雇用に関する手続きを簡素化する修正法案について、患者、医療関係者及び公衆衛生システム全体に悪影響を及ぼすとする声明を発表した。また、同声明において、同修正法案は、ポーランドにおいて医療行為を行うために複数の段階を踏み、長期的な手続きを経る必要がある

ポーランド人医師に対して非常に不公平であると付言した。また、同法案によると、EU域外の医師は資格認証を経ずに勤務することが可能となり、極端な場合には、偽りの医療免許を保有している可能性もあり、医療サービスの質の低下をもたらすことになる旨指摘した。

## マクロ経済動向・統計

### 11月の購買担当者景気指数(PMI)【12月1日】

IHS Markitによると、11月の購買担当者景気指数(PMI)は50.8ポイントと、前月から横ばいとなった。サプライヤー納期の長期化、生産高及び新規受注が低下した一方、雇用は増加した。生産高は、需要

の低下及び原材料の供給が制限されたこと等の影響を受け低迷した。また、EU圏の製造部門が低迷しているにも関わらず、ポーランドにおいては労働者の隔離措置により工場の操業に支障が生じたこと等を受け、企業が新規雇用を進めた。

## エネルギー・環境

### 炭鉱閉鎖に関する補助金の見通し(弁護士見解)【11月27日】

ブリュッセルに拠点を置くコンサル会社(EUSTRATEGIES)の弁護士は、ポーランドが炭鉱を閉鎖するための公的援助を行える可能性があるとした。

第一に国からの公的援助の範囲を定めるEU規則の中に、炭鉱閉鎖に関する具体的な規則がない点が上げられる。過去に承認された炭鉱閉鎖に関するプログラム(2011年～2018年)は期限が切れているが、競争力のない炭鉱閉鎖のための公的援助に関する理事会の決定はまだ有効であり、一定の範囲内で新たな支援プログラムを承認する余地は残っている。また、これが承認された場合は、特定の1社では無く、全ての会社に適応されると考えられる。

第二に、欧州委員会のヴェステアー委員(競争政策担当)は、現実主義で既存の支援システムでポーランドが炭鉱閉鎖をすることが不可能なことを理解している。結局のところ、EC及びEU加盟国はポーランドの炭鉱閉鎖を望んでおり、新たな公的支援に対し反対しない可能性がある。

他方、以前の承認された支援プログラムの対象は、炭鉱の閉鎖に関するものだけで、新たな投資や近代化などは対象外であった。

### ポーランドの最高監査院(NIK)電力と鉱業部門の資本関係のリスクを指摘【11月27日】

11月19日ポーランドの最高監査院(NIK)は、2018年以降の輸入石炭価格の下落、国内石炭価格の高騰、電力と鉱業部門の資本関係、世界的な政策の方向性の変化などの現状はポーランドの電気料金の上昇、ひいては経済の競争力の低下を招くリスクがあるとするレポートを公開。さらに、NIKは、国有資産大臣に対し、ポーランドの電力生産者への石炭供給の最適モデルの詳細な分析を行い、文書化するよう要請した。これには、国内の電力と鉱業部門

の資本関係に基づく石炭供給が適切か分析する必要がある。なお、これまでのところいずれの電力企業も同省から情報を受け取っていない。

### 大手国営電力会社の経営方針【11月30日】

30日、大手電力会社のPKNOrlenは、2030年までに1,400億ズロチ(約310億ユーロ)を割り当てる新たな戦略を発表した。同戦略は、再生可能エネルギーと高度な石油化学製品を中心としており、事業の多様化により財政の安定を図る。今後の投資は、製油所、石油化学製品、鉱業、燃料小売り、エネルギーとガスの流通などの分野に焦点を当てる。さらに、事業の多様化として、キオスクなどを展開するRUCHのネットワークを使用し、食品提供の拡大、小包の受け取り、eコマースサービスの独自ネットワーク開発等の非燃料小売セグメントも開発する。また、支出の約10%が、新しいモビリティ、水素、リサイクル、研究開発、デジタル化等の「将来への投資」に投じられる予定である。

### 原子力発電所に関するパートナーとの協力【11月30日】

ナウムスキ戦略的エネルギー・インフラ担当政府全権委員は、政府資金で支援されている米国企業が、2021年末に技術及び財務モデルに関する提案を提示予定であると述べた。同委員は、その間に他のパートナーから代替案の提示があった場合は、同様に検討すると述べた。ポーランドの原子力発電のビジネスモデルでは、技術供給者と協力する1者の戦略的投資家を選出することが想定されている。国庫は発電所建設のための特別目的会社(PGE EJ1)のシェアを少なくとも51%保有する見込みである。同委員は、ポーランドは、パートナーとビジネス・財務的なリスクを共有することを期待していることを強調した。ポーランドの原子力開発計画では、ポーランド国内の全ての原子力発電所は、コスト削減のた

め、同じ技術で建設・運転することを想定している。

### ソビエスキ研究所による原子力発電に関する報告書【11月30日】

ソビエスキ研究所がまとめた報告書”Nuclear Power for Poland”は、ポーランドは原子力発電所を建設すべきだと述べている。クルティカ気候・環境大臣は同報告書の序文で、原子力発電所は天候に左右されずにクリーンなエネルギーを生み出すことができると述べている。原子力発電所は、最大80年間運転可能であり、小さなスペースや資源で運転することができ、他の燃料エネルギーに比べて環境に優しいとしている。同報告書では、原子力発電所の利点として、①信頼でき、温室効果ガスを排出しない、②安全性、③経済へのポジティブな貢献等を挙げ、ポーランドが比較的安価なエネルギーにより気候中立を達成するために必要なものであるとしている。

さらに、ポーランドの原子力プロジェクトは高い水準にあり、ポーランド産業界は原子力プロジェクトに関する経験を有していると共に、それらの恩恵を被るであろうとしている。同報告書では、ポーランド政府は、投資者の利益だけでなく、エネルギー受給者

の利益も考慮しながら、原子力発電所のビジネスモデルを開発すべきとしている。

### 電気料金の高騰【12月1日】

2021年1月1日以降、全ての電力料金に容量料金が追加される。家庭の月額料金は、年間の電力消費量に応じて1.87ズロチ～10.46ズロチの値上げとなる見込みである。他方、大規模エネルギー集約型企業(年間1TWh以上を使用)の場合、年間約4,700万PLNの値上げとなる見込みである。電気・ガス受給者フォーラムの議長は、業界にそのような重い負担をかけることは悲惨なことになる可能性があるとして警告し、エネルギー集約型企業が競争力を維持できるように、容量料金の削減を訴えている。

容量市場は、主に石炭燃料ユニットをサポートするために作成された。発電事業者は、発電容量を確保することにに対し報酬を受け取り(2021年は約55億ズロチ)、このための資金は、電気料金に追加される(容量料金)。容量料金から得られた資金は、電力供給のセキュリティ強化、停電リスクの低減を目的に、新しい発電所の建設及び既存設備の改修に使用される。

## 科学技術

### ポーランド国立科学センターによる新研修・研究プログラム【11月30日】

ポーランドの基礎研究を支援する国立科学センター(NCN)は、POLONEZ BISという新しい研修・研究プログラムを立ち上げ、1,750万ユーロを拠出し、世界中から120人の科学者の誘致を目指し

ている。同プログラムでは科学者達が選択したポーランドの機関で2年間基礎研究を実施し、最大10万ユーロの支援を受けることができる。申請資格としては研究経験に加え、ポーランド国内で勤務・居住していない年数等が考慮される。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われずといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキ

ア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### **欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。11月9日から小学校及び高等教育機関においては、実務授業を除きリモート授業が義務化されています。また、幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

### 文化行事・大使館関連行事

#### 【開催中】 展覧会「Paradise 101」【11月15日～2021年2月14日】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されています。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha、Marii Konopnickiej 26、30-302 Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

#### 皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで

御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先メールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsml@wr.mofa.go.jp](mailto:newsml@wr.mofa.go.jp))